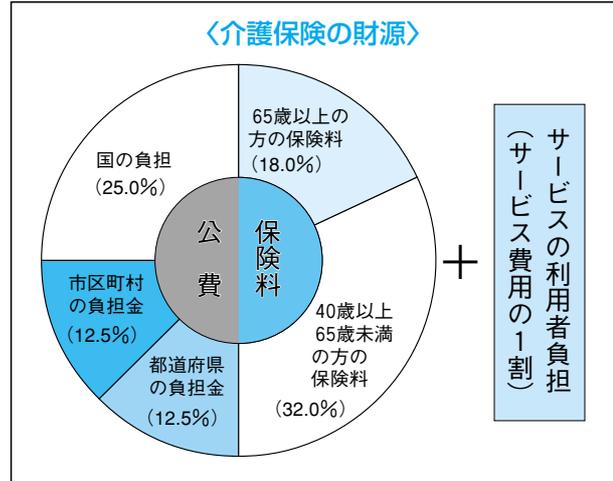


# 65歳以上の皆さん

## 平成15年度から介護保険料が変わりました

平成12年度に介護保険制度がスタートして3年がたちました。介護保険制度では、制度を健全に運営するため5年を1期として3年ごとに事業計画が見直されます。平成15年度は見直しの年にあたり、4月からは新しい事業計画に沿って介護保険が運営されています。

新しい事業計画では、制度開始から今までの介護サービスの利用実績と、将来の利用見込みに基づき新しく介護保険料が設定されます。



### 〈65歳以上の方の保険料基準額の決め方〉

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{松前町で必要とする介護サービスの総費用額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の方の保険料負担分 (18\%)} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{松前町の65歳以上の人口} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料基準額 (年額)} \\ \hline \end{array} 43,200 \text{円}$$

### 〈平成15年度からの保険料額〉

| 段階  | 対象者  | 保険料額(年額) |
|-----|--|----------|
| 1段階 | ・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の場合<br>・生活保護の受給者 (基準額×0.5) | 21,600円  |
| 2段階 | ・本人及び世帯全員が住民税非課税 (基準額×0.75)                            | 32,400円  |
| 3段階 | ・本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる場合 (基準額)                       | 43,200円  |
| 4段階 | ・本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方 (基準額×1.25)                  | 54,000円  |
| 5段階 | ・本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方 (基準額×1.5)                   | 64,800円  |

※平成15年度から第4段階と第5段階の境界となる基準所得金額が250万円から200万円に変わりました。

**訪問介護利用者の負担額減額認定の申請について**

介護保険法施行時に訪問介護（ホームヘルプサービス）を無料で利用されていた方又は障害者施策による訪問介護を無料で利用されていた方で、訪問介護利用者負担額減額認定証をお持ちの方は、6月30日（月）で有効期間が切れますので、申請書に必要事項を記入の上、申請手続をしてください。申請書は居宅介護支援事業所にも置いてあります。なお、該当者には後日通知します。

**問い合わせ**  
役場介護保険課  
介護給付係

☎ 985-4115